

【資料4】用語集(案)

(1/3)

行	用 語	定 義
あ	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報
	NBC攻撃	核兵器等(N)、生物剤(B)又は化学剤(C)を用いた兵器による攻撃
か	化学剤	化学兵器に用いられる、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼす化学物質
	基本指針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
	救護班	医師、看護師等で組織され、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うチーム
	緊急交通路	避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路
	緊急消防援助隊	大規模・特殊な災害発生時に、国が、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊
	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態
	緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針
	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置
	緊急通行車両	緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要な車両
	緊急被ばく医療派遣チーム	原子力災害時に放射線医学総合研究所や国立病院等から現地に派遣される、医療関係者等からなるチーム
	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施にあたって必要な物資及び資材
	公私の団体	主に、警報等の伝達先となる、自治会、町内会等といった団体
	国際人道法	武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法(ジュネーブ諸条約等)

行	用 語	定 義
(か)	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置
さ	自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織
	市国民保護協議会	市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる機関
	市国民保護計画	県国民保護計画に基づき市長が作成する市の国民の保護に関する計画
	市対策本部	市域内に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、名古屋市国民保護対策本部
	指定行政機関	内閣府及び各省庁など国の中央機関で、政令で定める機関
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定める法人
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定める機関
	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する法人
	生物剤	生物兵器に用いられる、その病原性によって人体に害を及ぼす病原微生物あるいはその毒素
	赤十字標章	ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、これらを識別できるようにしている標章
	相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定
た	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置
	弾道ミサイル	ロケット推進により発射された後、放物線の軌道(弾道軌道)で飛ぶ対地ミサイル

行	用 語	定 義
(た)	地域防災計画	災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画
	同報無線	市民に対し、同時に同一内容の防災情報等を伝達する防災行政無線
	特殊標章	ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章
	トリアージ	一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。
は	被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報
	非常通信協議会	人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会
	非常通信体制	災害発生時などの非常時において通信を確保する体制
	武力攻撃	我が国に対する外部から武力攻撃
	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
	武力攻撃事態等対策本部	武力攻撃事態対処法第10条に定められている国の対策本部
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
	武力攻撃災害への対処に関する措置	武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置
	武力攻撃事態対処法	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
	防護服	放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
ら	防災行政無線	県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム
	利用指針	武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針(特定の者の優先的な利用の確保)